おくやみ ガイドブック

多賀城市

（2025年版）

ご遺族の方へ

この度の大切な方のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます
多賀城市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた
「おくやみガイドブック」を作成しました
本冊子が皆様の一助となれば幸いです
ご不明な点がありましたら、担当課窓口までお問い合わせください

マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2025年7月発行
発行：多賀城市
編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

広告

大切な方を想う時間を少しでも増やせるように

このたびは、大切なご家族を亡くされましたこと、心よりお悔やみ申し上げます。
深い悲しみの中、突然訪れる相続手続きに戸惑い、
不安を感じておられる方も多いのではないでしょうか。
「何から始めればいいのかわからない…」「相続税がかかるのか不安…」
「役所の手続きだけでなく、財産のことも相談したい…」
相続の手続きは、戸籍の収集・銀行の名義変更・不動産の相続登記・
相続税申告など、多くのことを短期間で進めなければなりません。
慣れない手続きに時間を取られ、ご家族を想う時間が
減ってしまうことは、決して望ましいことではありません。
私たち「みらいえ相続グループ」では、
皆さまが少しでも心穏やかにご家族のことを想う時間を持てるよう、
相続に関するあらゆる手続きをワンストップでサポートいたします。

相続税専門税理士
佐藤 智春

相続の専門家が安心をお届けします

- 相続税申告 担当実績 222件（2024年）
- Google 口コミ 4.8の 高評価（2025年3月1日時点）
- 相続用語も わかりやすく ご説明
- 相続アドバイザー・相続税専門税理士が 対応

みらいえ相続グループ

みらいえ相続グループには、**相続アドバイザーや相続税専門税理士**が在籍し、
難しい相続用語もかみ砕いてわかりやすくご説明いたします。
「専門的な話が難しそうで不安…」という方も、ご安心ください。
やさしい言葉で、納得できるまで丁寧にご案内いたします。
「どこに相談すればいいかわからない」そんなお悩みを、相続の専門家が親身に
寄り添いながら、安心して次の一歩を踏み出せるようお手伝いいたします。

相続手続きに不安を感じたら、まずはお気軽にご相談ください

みらいえ相続 仙台三越サロンで 相続無料相談受付中

TEL 0120-957-339

仙台三越 定禅寺通り館1階
仙台市青葉区一番町4丁目11-1
営業時間／午前10時～午後7時30分（最終受付午後6時）

予約優先

みらいえ相続
仙台三越サロン
お気軽にご相談ください。
お待ちしております。

“初回”無料相談、承ります

ご状況に応じて、相続に関するご相談を無料で承っております。
土・日・祝日やオンラインでの相談も可能です。お気軽にお問合せください。

仙台三越相続サロンのみ

- 生前のご相談の方 20分間 相談無料
- 相続が発生している方 60分間 相談無料

個別具体的な相続税のご相談はみらいえ相続税理士法人でお伺いいたします

みらいえ相続グループ

運営
みらいえ相続税理士法人
みらいえ相続行政書士法人
みらいえ相続不動産
特定非営利活動法人みらいえ相続

TEL 022-714-6134
仙台市青葉区一番町4丁目6-1 仙台第一生命タワービル16階

目 次

1 市役所での手続きチェックリスト …… 2
2 市役所での主な手続き …… 4
3 市役所以外での主な手続き …… 10
4 よくある質問 …… 12
5 委任状に関するご案内 …… 14
6 家系図（三親等以内の親族） …… 16

※注意事項

・このガイドブックは、死亡に伴うすべての手続きを掲載しているものではありませんので、ご了承ください。

・喪主及び相続人代表またはその家族以外の方が手続きに来庁する時は、委任状が必要になる場合があります。委任状に関しては、本冊子14～15頁の「❺委任状に関するご案内」をご利用ください。

死亡届について

医師の診断後に病院から発行された死亡届は、用紙左側の内容記載の後、市民課窓口に届出いただく必要があります。

※死亡届については、本冊子12頁の「❹よくある質問」をご確認ください。

火葬許可証について

死亡届の届出時に火葬を行うため必要となる「火葬許可証」を交付いたします。

火葬許可証は、火葬後に火葬を証明する印が押され返却されます。返却された用紙は、遺骨をお墓に埋蔵する際に必要になりますので、大切に保管しておいてください。

なお、葬儀社に死亡届などの手続きを依頼する場合、火葬許可証は市役所窓口に来られた葬儀社の方にお渡しいたします。保管などについては葬儀社にご確認ください。

◆おくやみガイドブックに関するお問い合わせはこちら

多賀城市役所総務部市民課

〇住所：〒985-8531　宮城県多賀城市中央2丁目1番1号

〇電話番号：022-368-1104（市民課市民係）

〇ホームページ：http://www.city.tagajo.miyagi.jp

❶ 市役所での手続きチェックリスト

区分	手続きが必要な人	該当	主な手続き	担当課	参照ページ
印鑑登録など	印鑑登録証または市民カードを持っている	□	●印鑑登録証または市民カードの廃棄・返納	市民課	4
	住民基本台帳カードを持っている	□	●住民基本台帳カードの返納		
	特別永住者証明書を持っている	□	●特別永住者証明書の返納		
バイク・軽自動車	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	□	●名義変更または廃車手続き	税務課	4
市税	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を納めている	□	●相続人代表者の指定		
	未登記家屋を所有している	□	●未登記家屋の名義変更		
	納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表など)	□	●今後の納税に関する手続き (口座振替の変更または停止など)	収納課	5
保険	国民健康保険に加入している	□	●被保険者証等の返納 ●葬祭費の請求 ●保険税(料)に関する相続人代表届 ●高額療養費などの申請および振込口座の変更	国保年金課	5
	後期高齢者医療制度に加入している	□			
	亡くなられた方が世帯主である	□	●同一世帯員の被保険者証等の変更		
年金	各基礎年金(老齢・障害・遺族)または寡婦年金のみを受給している	□	●未支給年金請求 ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		
	国民年金のみに加入している	□			6
医療	医療費助成制度に該当している	□	●受給者証の返納 ●振込口座の変更 ●通知等受取人の届出		
介護	在宅高齢者福祉サービス(紙おむつ支給・SOSネットワーク・認知症高齢者等見守りシール・緊急通報システム)を利用している	□	●各種利用停止の届出	介護・障害福祉課	7
	65歳以上または介護認定を受けている	□	●介護保険証などの返納 ●保険料に関する相続人代表届		
	高額介護サービス費などの支給を受けている	□	●振込口座の変更		
障害	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている	□	●各種手帳の返納		
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している	□	●資格喪失届 ●未払手当の請求		
	在宅酸素濃縮器の利用助成を受けている	□			

MEMO

区分	手続きが必要な人	該当	主な手続き	担当課	参照ページ
福祉	災害援護資金の貸し付けを受けている	□	※お手続きを案内しますので、ご連絡ください。	社会福祉課	7
	経済的に困窮し、生活に困っている	□	※「必要な手続き」ではありませんが、ご遺族の方への助けとなる場合がありますので、ご相談ください。		
子ども	児童手当の支給対象児または受給者である	□	●受給事由の消滅または額改定（減額）（児童手当支給対象の児童の方） ●新規認定請求または未支払請求（児童手当を受給している方）	子ども政策課	8
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である	□	●資格喪失または額改定（減額）（(特別)児童扶養手当支給対象の児童の方） ●新規認定請求または未支払請求（(特別)児童扶養手当を受給している方）		
	放課後児童クラブを利用している	□	●世帯状況の変更（保護者の変更）		
	保育所を利用している	□	●世帯状況の変更（保護者の変更）		
	就学援助を受けている	□	●世帯状況の変更（保護者の変更）	教育総務課	8
墓地	墓地を希望している ※資格要件に該当する必要があります。詳しくは本冊子9頁をご確認ください。	□	●七ヶ浜町公園墓地蓮沼園の墓地譲渡申請	環境施設課	9
畜犬	犬を飼っている	□	●登録事項の変更届		
道路	道路占用、都市公園占用または公共物使用許可を受けている	□	●道路占用、都市公園占用または公共物使用の地位承継届	都市整備課	9
水道	水道（給水装置）を使用している	□	●給水装置使用者変更届	上下水道部庁舎（多賀城市水道お客さまセンター）	9
	水道（給水装置）を所有している	□	●給水装置所有者変更届		
農地	農地を所有している	□	●農地の相続などの届出	農業委員会事務局	9

※市役所以外の手続きについては、本冊子10～11頁の「❸市役所以外での主な手続き」をご確認ください。

各手続共通の持ち物

・市役所へお越しの際は、下記のうち該当するものをお持ちください。
※手続きごとに追加でお持ちいただくものが異なりますので、詳細については4頁以降の「必要なもの」をご参照ください。

手続きに来られる方のもの

□ **本人確認書類**

・公的な機関が発行した顔写真付きのもの
（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など）
・上記の写真付きのものがない場合は以下から2点
（健康保険被保険者証または資格確認書、介護保険証、年金手帳など）

亡くなられた方のもの

□ **手続きに必要な健康保険被保険者証または資格確認書、各種手帳・証書、死亡診断書（写）など**

広告

相続の手続きにお困りですか？

お近くの司法書士にお任せください！

不動産の名義変更

不動産を相続する方が決まったら、名義変更の登記のための書類作成、申請の手続きをいたします。
また、せっかく遺言を残しても書き方によって登記に使えない場合もあります。登記に使える遺言のサポートをします。

成年後見・任意後見

相続人に認知症の方等がいる場合、遺産分割の話し合いをするためには裁判所に成年後見人の申し立てをする必要があります。また、ご本人が将来にそなえてあらかじめ成年後見人となる方を選ぶ契約を結ぶこともできます。

事業承継または清算等

代表者その他の役員変更の登記手続き、会社の解散・清算の登記などをいたします。
株式の相続についてもご相談ください。

遺産承継業務

不動産以外の財産（預金・投資信託等）の承継についても書類作成・代理いたします。
相続人が未成年、海外にいる、行方不明などのケースは、若干手続きが通常と異なります。

その他、相続放棄、相続人のいない場合の手続きなどもお気軽にご相談ください。

司法書士 佐藤弘章事務所

宮城県司法書士会登録第702号／簡裁訴訟代理等関係業務認定番号 第1337012号

〒985-0874 宮城県多賀城市八幡三丁目11番3号 ニューわだやビル2階

TEL:022(363)5080 FAX:022(363)5081

Email hiroakisato222@gmail.com

HP https://www.shihou-sato.com/

❷ 市役所での主な手続き

①市民課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●印鑑登録証または市民カードをお持ちの方	・左記のカードの返納または廃棄 ※登録は自動的に廃止になります。	□印鑑登録証 または 市民カード		市民係 ☎022-368-1104
●住民基本台帳カードをお持ちの方	・左記のカードの返納	□住民基本台帳カード		
●特別永住者証明書をお持ちの方	・左記のカードの返納	□特別永住者証明書 ※在留カードについては本冊子11頁をご確認ください。	亡くなられた日から14日以内	記録係 ☎022-368-1103

※亡くなられた方の戸籍や住民票の発行に関しては、本冊子12～13頁の「よくある質問」をご確認ください。

②税務課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●市県民税の納税義務がある方	・相続人代表者の指定	□相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書	すみやかに	市民税係 ☎022-368-1370
●固定資産税の納税義務がある方				固定資産税係 ☎022-368-1371
●未登記家屋を所有している方	・未登記家屋の名義変更	□遺産分割協議書 □印鑑登録証明書（相続人及びそれ以外の法定相続人）	すみやかに	
●原動機付き自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有している方	・名義変更または廃車手続き	※手続きの種類によって異なりますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。	すみやかに	

③収納課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税義務がある方・口座振替をしている方	・引き落とし口座の変更または停止	□通帳 □銀行への登録印鑑	すみやかに	収納係 ☎022-368-1481
	・納税義務の承継確認	□相続放棄された場合は家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し	すみやかに	滞納整理係 ☎022-368-1482

④国保年金課関係

※死亡の届出があった数日後に、ご遺族の方等に申請書類等をまとめて郵送いたしますので、あらかじめご記入いただき来庁されると手続きがスムーズです。

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●国民健康保険に加入している方	・被保険者証等の返納 ・葬祭費の請求	□請求者のマイナンバーがわかるもの □国民健康保険被保険者証または資格確認書及び高齢受給者証 □通帳（喪主名義） □会葬御礼のハガキ（または葬祭の日程表、領収書など）	すみやかに ※葬祭費の支給申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保庶務係 ☎022-368-1697
●後期高齢者医療制度に加入している方	・被保険者証等の返納 ・葬祭費の請求 ・通知等受取人の届出 ・高額療養費支給申請	□後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 □通帳（喪主及び相続人代表名義） □会葬御礼のハガキ（または葬祭の日程表、領収書など）	すみやかに ※葬祭費の支給申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保年金係 ☎022-368-1698
●世帯主の方（同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合）	・同一世帯の国保加入者の被保険者証等の差替 ・通知等受取人の届出	□新世帯主のマイナンバーがわかるもの □国民健康保険被保険者証または資格確認書及び高齢受給者証	すみやかに	
●各基礎年金（老齢・障害・遺族）または寡婦年金のみを受給している方（亡くなられた方の年金加入状況によって、年金事務所での手続きになる場合があります。）	・死亡届 ・未支給年金の請求	□年金証書 □戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの。続柄が配偶者の方は不要） □通帳（請求者のもの） □請求者のマイナンバーがわかるもの □請求者の本人確認書類 □請求者の世帯全員の住民票（注） □生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）	すみやかに ※申請期限は亡くなった日から5年以内	

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●国民年金のみに加入している方（年金を受給する前に亡くなられた方）	・死亡一時金の請求	□年金手帳または基礎年金番号通知書 □戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの。続柄が配偶者の方は不要） □通帳（請求者のもの） □請求者の本人確認書類 □請求者のマイナンバーがわかるもの □請求者の世帯全員の住民票（注） □生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）	すみやかに ※申請期限は亡くなられた日の翌月から2年以内	国保年金係 ☎022-368-1698
	・寡婦年金の請求 ・遺族基礎年金の請求	死亡一時金の請求に必要なものに加え □市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 □請求者の収入が確認できる書類（注） □子の収入が確認できる書類（注）	すみやかに	
●医療費助成制度に該当している方	・受給者証の返納 ・登録口座の変更 ・通知等受取人の届出	□通帳（相続人代表名義） □受給者証	すみやかに	国保庶務係 ☎022-368-1697

（注）請求書にマイナンバーを記載することで添付を省略できる場合があります。

MEMO

⑤介護・障害福祉課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●在宅高齢者福祉サービスを利用している方（紙おむつ支給・SOSネットワーク・認知症高齢者等見守りシール・緊急通報システム）	・対象の方が亡くなられたことによる利用停止の届出		すみやかに	介護支援係 ☎022-368-1498
●65歳以上の方	・介護保険被保険者証の返納	□介護保険被保険者証	すみやかに	介護保険係 ☎022-368-1497
●高額介護サービス費の支給を受けている方	・支給口座情報の変更	□通帳（法定相続人の名義のもの）	すみやかに	
●各種障害者手帳をお持ちの方	・身体障害者手帳の返還 ・療育手帳の返還 ・精神障害者保健福祉手帳の返還	□各種障害者手帳	すみやかに	障害福祉係 ☎022-368-1478
●特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	・資格喪失の届出 ・未払手当の請求	□通帳（生計同一者名義のもの）	すみやかに	
●在宅酸素濃縮器の利用助成を受けている方	・資格喪失の届出 ・未払助成金の請求	□通帳（生計同一者名義のもの）	すみやかに	

⑥社会福祉課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	手続き期間	受付窓口
●災害援護資金の貸し付けを受けている方	※お手続きを案内しますので、ご連絡ください。	すみやかに	生活支援係 ☎022-368-1405
●経済的に困窮し、生活にお困りの方	※「必要な手続き」ではありませんが、ご遺族の方への助けとなる場合がありますので、ご相談ください。		保護係 ☎022-368-1406

MEMO

⑦子ども政策課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●児童手当を受給している方	・未支払請求 ・新規認定請求など	□対象児童の通帳 □新規受給者の通帳、マイナンバーが確認できるものなど ※事前にお問い合わせください	すみやかに	子育て支援係 ☎022-368-1606
●児童手当支給対象の児童の方	・受給事由の消滅または額改定(減額)		すみやかに	
●(特別)児童扶養手当を受給している方	・受給資格者死亡届 ・未支払手当請求など	□児童扶養手当証書 □対象児童の通帳 ※事前にお問い合わせください	すみやかに	
●(特別)児童扶養手当支給対象の児童の方	・資格喪失または額改定(減額)	□児童扶養手当証書	すみやかに	
●放課後児童クラブを利用している方	・世帯状況の変更(保護者の変更)		すみやかに	
●保育所を利用している方	・世帯状況の変更(保護者の変更)		すみやかに	幼保支援係 ☎022-368-1605

⑧教育総務課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●就学援助を受けている方	・世帯状況の変更(保護者の変更)	※事前にお問い合わせください	すみやかに	学校教育係 ☎022-368-5022

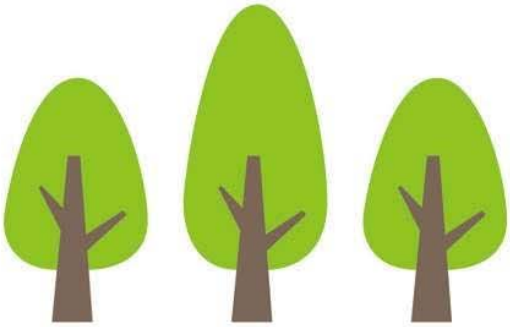

⑨環境施設課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●墓地を希望する場合で以下の資格要件全てに該当する方 ・本市に1年以上継続して住所を有している方 ・埋葬を予定している遺骨を有する方 ・申請者の世帯全員が墓地を有していない方	・七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑の墓地譲渡申請	□墓地使用許可譲渡申請書 □誓約書 □住民票の写し1通（本籍記載の世帯全員分で、発行から2週間以内のもの） □埋火葬許可証(死体火葬許可証)の写し(改葬許可証でも可) □墓地譲渡希望票		資源環境係 ☎022-368-4126
●犬を飼っている方	・登録事項の変更届		30日以内	

⑩都市整備課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●道路占用、都市公園占用または公共物使用許可を受けている方	・道路占用、都市公園占用または公共物使用の地位承継届の提出	□道路占用、都市公園占用または公共物使用許可書	すみやかに	管理係 ☎022-368-4194

⑪上下水道部企業経営課関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
●水道(給水装置)を使用している方	・給水装置使用者変更届の提出		すみやかに	上下水道部庁舎（多賀城市水道お客さまセンター） ☎022-368-3111
●水道(給水装置)を所有している方	・給水装置所有者変更届の提出		すみやかに	

⑫農業委員会関係

対象者または手続きの種類	手続き内容等	手続き期間	受付窓口
●農地を所有している方	・農地の相続等の届出をする必要がありますので、手続きの詳細につきましては農業委員会事務局までご連絡ください。	すみやかに	農業委員会事務局 ☎022-368-4222

広告

家族葬から家族の“想い”で送る家族想へ…

これまでも、これからも県民の最後のセーフティネットであり続けます。どんな事でもご相談下さい。

家族葬から家族想へ…

10名様位のご参列対象

プレミアム 火葬式プラン お経1回付き

15万4千円(税込)から

最安 火葬式プラン **9万4千円(税込)から**

※会館でのご面会は所定の2時間とさせていただきます。
別途、火葬場利用代金、故人様処置費用・室料等必要です。

全プラン共通 10名様まで

供物・生花・棺・仏衣・最短室料・搬送料(50km迄)を含んでいます

会館でのご面会の時間(2時間)を設けているプランです。
別途、火葬場利用代金、ご遺体処置費用・室料等がかかります。

手彫風機械彫刻　金筆機械書き

※画像はイメージです

位牌(手彫風機械彫刻または金筆手書き・金筆機械書き)の製作も承っております。

塗蓮華付春日4.5寸

通常価格 **19,800円(税込)**

※物価高騰加算分見込まれます

本紙特典　シニア割引2,000円
特定寺院お檀家様割引1,500円

弊社にて扱っているご位牌は、海外製造→国内工房検品→国内工房にて手彫り風彫刻または金筆手書き・金筆機械書きの普及品です。高級品をご所望される場合は、大手有名葬儀社様にてお求めをお願い致します。

仏壇のコンパクト化→仏壇・仏具じまい

テーブルの上に置けるサイズが人気です
正座ではなく、中腰での合掌向きです

お世話になった仏壇仏具の魂抜きをお坊様にお願いしています

下記金額より
本紙特典　シニア割引6,000円　特定寺院お檀家様割引5,000円

お墓の戒名彫刻(納骨含む)

60,500円(税込)~66,000円(税込)

戒名彫刻は職人の手作業にての彫刻となります

埋葬・納骨について…
月見ヶ丘霊園への際は塩釜市役所まで
蓮沼苑への際は七ヶ浜役場への届け出が必要です。

墓石のズレ直し→耐震化もお任せ下さい

お値段応相談

墓じまい施工事例

地権者様のご意向に沿って地面に負担を掛けないため専用の通路を造成します。完工まで約2日間です。

過去施工価格 **16万5千円(税込)~55万円(税込)**

before　after

プレミアム 海洋散骨 いのちの源母なる海へ

77,000円(税込)から79,200円(税込)

ご遺骨1片を“御守り仕立て”にて遺す事も可能です。↓好評を頂いております。バリュープラン55,000円(税込)もございます。
全プラン同乗不可・時期おまかせです。

プレミアムプランの特典

お経1回付・木札位牌付↓
経木塔婆付・御守仕立付
(右記画像)

水溶性の和紙に包んでお別れ致します

お花を添えて散骨します

身体の一部の火葬、各種供養及びお祓い承ります。(し産児様・水子様・墓じまい・仏壇じまい・人形・お写真・ご遺品等)

株式会社 雅庵 雅庵 城東館 検索

24時間365日対応 もしもの時かけつけます。

〒985-0871 多賀城市留ヶ谷3-6-10 城東館内
ヨークベニマル塩釜店近く、向泉院様道路向い

ご相談無料
022-368-8810

法人案内

法務局 国税局 法人番号	237000501079
特許庁商標登録	第6479121号
帝国データバンク 企業コード	453001074
塩釜税務署 登録番号	T8370001019441
取引銀行	七十七銀行七ヶ浜支店 古川信用組合泉中央支店

❸ 市役所以外での主な手続き

対象者または手続きの種類	手続き内容	手続き窓口
●相続登記について	・土地・建物（不動産）の権利を相続で取得した時は、不動産が所在する区域を管轄する法務局での手続きが必要です。令和6年4月からは、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければ、正当な理由がない場合、10万円以下の過料の適用対象となりました。	仙台法務局塩竈支局 ☎022-363-0065
●相続放棄・限定承認について	・被相続人（相続される財産を遺して亡くなった方）の最後の住所地の家庭裁判所に申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所へご確認ください。手続きの期限は被相続人の死亡から3か月以内となります。	仙台家庭裁判所 （被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所） ☎022-222-4165
●相続税の申告について	・相続税の申告は被相続人の死亡の日（相続の開始があったことを知った日）の翌日から10か月以内に行う必要があります。被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署にご確認ください。	塩釜税務署 ☎022-362-2151
●亡くなられた方の所得税の申告について（準確定申告）	・年の中途で亡くなられた方の所得税の申告は、相続人が、1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に行う必要があります。被相続人の死亡の時における住所地を所轄する税務署にご確認ください。	
●厚生年金を受給している方	・死亡の届出が必要となる他、未支給年金や遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	仙台東年金事務所 （請求者住所地管轄の年金事務所） ☎022-257-6111
●厚生年金に加入している方	・遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	
●共済年金を受給している方	・死亡届のほか、未支給年金や遺族共済年金の請求ができる場合があります。	共済年金受給者の場合は、各共済組合に手続き内容（遺族年金など）を確認してください。
●共済年金に加入している方	・遺族共済年金の請求ができる場合があります。	
●市営・県営住宅に入居している方	・届出が必要になりますので、宮城県住宅供給公社にご連絡ください。	宮城県住宅供給公社 （入居管理課） ☎022-224-0014
●農業者年金に加入している方	・届出が必要になりますので、JA仙台多賀城支店またはJA仙台南宮支店にご連絡ください。	JA仙台多賀城支店 ☎022-368-3417 または JA仙台南宮支店 ☎022-368-2519
●雇用保険受給資格者証	・受給資格者証の返還が必要となります。手続きの期限は本人の死亡日から1か月以内です。	雇用保険を受給していたハローワーク

対象者または手続きの種類	手続き内容	手続き窓口
●在留カード	・カードの返納が必要となります。返納の期限は失効した日（本人の死亡日）から14日以内です。	仙台出入国在留管理局 ☎0570-022259
●パスポート	・パスポートの失効手続きが必要となります。	宮城県 パスポートセンター ☎022-211-2278
●普通自動車	・自動車税（種別割）の納付など	塩釜県税事務所 ☎022-365-4191
	・普通自動車の名義変更など	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
●軽四輪自動車	・軽四輪自動車の名義変更など	軽自動車検査協会 宮城主管事務所 ☎050-3816-1830
●二輪（125cc超）	・二輪の軽自動車または小型自動車の名義変更など	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
●預貯金	・口座凍結の解除など	各金融機関
●株式等	・名義変更など	各証券会社
●国債	・記名変更または償還金受領など	償還金支払場所 または 証券保管証書に 記載の郵便局
●生命保険等	・死亡保険金・入院給付金の請求など	加入していた 生命保険会社
●クレジットカード	・解約手続きなど	各クレジット会社
●NHK受信料	・名義変更・解約など	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
●固定電話・携帯電話	・名義変更・解約など	各契約会社
●インターネット等		
●電気・ガス料金等		
●ケーブルテレビ		

ご遺族メモ

広告

この度は心よりお悔やみ申し上げます

突然の相続で、こんなお悩みをお持ちではありませんか？

- 「相続って何から手続きすればいいんだろう？」
- 「相続した不動産の手続きをしたいんだけど…」
- 「多額の財産なんてないから関係ないと思っていた」
- 「必要な書類を集めるのが大変そう…」

相続手続きでお悩みなら

権（ごん）司法書士 行政書士 事務所へ

ご相談ください

当事務所は、司法書士業・行政書士業どちらの相談にも対応可能です。
また、相続のことや事業関係のことのみでなく、どこに相談するか
迷っているお悩みをお持ちの場合も一度お聞かせください。
必要な場合には適宜専門家をご紹介し、皆様のお悩みを解決へ導きます。

手続き書類の作成

戸籍の収集や相続関係説明図の作成、遺産分割協議書の作成など、相続手続きに必要な各種書類の作成を行います。相続放棄や遺言書の検認の申立書なども可能です。

不動産の名義変更

2024年4月1日から相続登記は相続人の義務になりました。不動産を購入した場合のみでなく、不動産を相続した場合にも必要な登記のための書類の手続きをお任せください。

遺言書・生前贈与

遺言書を作成されたい方や、ご家族に生前贈与を考えられている方へ必要な書類の作成とアドバイスを行います。

会社法人登記

法律上、会社は登記して初めて誕生すると定められています。新たに会社を興して事業を始めた場合、もしくは事業継承を行う場合も、まずはご相談ください。

その他裁判業務として、裁判所提出書類の作成や、簡易裁判所では、ご依頼主様のために、訴訟手続きの代理も行っています

権（ごん）司法書士 行政書士 事務所

携帯 080-5576-6125　宮城県多賀城市東田中1-10-26　TEL 022-368-6175

④ よくある質問

窓口や電話において、よくある質問と回答をまとめました。

Q1：家族が亡くなった場合、死亡届はどのように手続きしたらいいですか？

A1： 死亡届は、医師の診断後に病院から発行され、用紙の左側に内容記載の後、市民課窓口に届出いただく必要があります。
死亡届の内容記載は原則として、親族・同居人・家主などの関係者が行う必要があります。なお、内容記載済みの死亡届の役所への提出は代理の方でも可能ですので、葬儀社などが提出を代行することもできます。
死亡届の届出後は、死亡届（死亡診断書）は返却されませんので、後日必要となる各種手続きのためにコピーをとっておくことをお勧めいたします。
死亡届の届出期限は、死亡の事実を知った日から7日以内です。

Q2：亡くなった人の住民票（住民票の除票）は誰でも請求できますか？

A2： 亡くなられた方の住民票（住民票の除票）は、請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。同一世帯であった方でも、請求者自身が利害関係人でなければ請求することはできません。来庁者が利害関係人以外の場合は、請求者（利害関係人となる方）からの委任状が必要となります。

Q3：亡くなった人のマイナンバーカード（通知カード）は返納する必要がありますか？

A3： マイナンバーカード（通知カード）は死亡後に返納する義務はありません。紛失などに備えて念のため返納することは可能ですが、死亡保険金の請求等、死亡後の色々なお手続きで使用する可能性があるため、それらの手続きが完了した後で返納することをお勧めいたします。

Q4：亡くなった人の住所地以外の市区町村に死亡届を届け出た場合、住民登録はすぐに変更されますか？

A4： 死亡届を出した市区町村から住所地の市区町村へ死亡の通知が郵送された後に住民登録の変更を行います。そのため変更後の内容が反映されるまで日数がかかります。内容が変更されているかはお電話で確認ができますので、市民課へお問い合わせください。

担当課：市民課
電話番号：022-368-1104

Q5：戸籍謄本等は死亡届を届け出たあと、すぐに発行してもらえますか？

A5： 本籍地が多賀城市で本市に死亡届を届け出た方は、死亡の内容が記載された戸籍謄(抄)本の発行まで7日間～10日間（土日祝日などを除く）ほどかかります。また、本籍地が多賀城市以外で本市に死亡届を届け出た方は、本市で事務処理を終了後、本籍地に通知するため、発行が可能になるまでにはさらに日数がかかります。戸籍謄本などの証明が必要になった場合は、日数をおいた上で、本籍地の市区町村の戸籍担当にご確認ください。

Q6：多賀城市に本籍がない場合でも戸籍謄本の取得はできますか？

A6： 広域交付の制度により、配偶者、直系尊属、直系卑属の方が、公的機関が発行した顔写真つきの身分証明書を持参し、窓口で請求した場合は取得可能です。

広域交付で取得できない例

戸籍抄本の請求、異なる戸籍に在籍する兄弟姉妹の方による請求、委任状による請求、郵送による請求等（本籍のある市区町村でのみ発行が可能です。）

Q7：「出生から死亡までの戸籍」とは何ですか？

A7： 戸籍は婚姻等の届出をした時や、法律が変わるたびに新しく作られます。それら全ての戸籍を集めたものが、「出生から死亡までの戸籍」です。
請求する際は、窓口で「Aさんの出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えるとスムーズに手続きができます。

〔Aさんの場合〕出生から死亡まで4つの戸籍または除籍が存在する。

昭和10年
1月1日出生
（本籍は仙台市）

▶

昭和40年
2月14日婚姻
（本籍を塩竈市にした）

▶

平成5年
3月3日転籍
（本籍を多賀城市にした）

▶

平成15年
6月28日法律の改正施行
（本籍は多賀城市）

令和3年
12月31日死亡
（本籍は多賀城市）

ご遺族メモ

広告

「相続」に関するお悩みは、なんでも、お気軽にご相談ください。

“不安を安心に変える”風張広美税理士事務所・行政書士風張事務所です。
地元エリア密着型の強力な支援体制を整えております。

所長：風張（かざはり） 広美（ひろみ）

「いつまでに何をすれば良いか分からない」
「相続税の申告が必要か知りたい」
「相続税がいくらかかるか知りたい」
「相続の手続きを知りたい」など、
こうしたお悩みはございませんか？
相続に関するお悩みは
財産調査と税金のプロである当事務所にお任せください。
当事務所では、地元の皆様のお力になれるよう、
相続税のほか、相続手続きに関するあらゆる問題について、
行政書士、司法書士、弁護士、宅地建物取引士等と連携し、
“ワンストップでスピーディー”に対応いたします。

お電話でのご相談は 022-766-8487
「おくやみガイドブックを見て」とお伝えください。

1 STEP 相談に関するヒアリング（初回相談無料）
ご予約による当事務所での相談のほか、訪問による在宅相続相談も対応しております。

2 STEP 調査および費用の算出
ご相談内容をもとに調査を行い、必要な手続き事項の抽出、事務手続き費用の算出を提示します。

3 STEP 各種手続きの実施・代行
ご提示したプランにご納得いただいた後、相続税の申告をはじめ各種手続きを実施・代行します。

4 STEP 続きの完了・重要書類納品
ご依頼いただいた手続きの完了を報告するとともに、関係する重要書類をお渡しいたします。

白ゆり総合会計株式会社
風張広美税理士事務所
[税理士・経営士：風張広美／税理士・行政書士：風張淳]
〒985-0034 宮城県塩竈市南錦町11-45
営業時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜／祝日を除く）
電話番号：022-766-8487　FAX番号：022-766-8815
メールアドレス：shirayuri_kaikei@tkcnf.or.jp

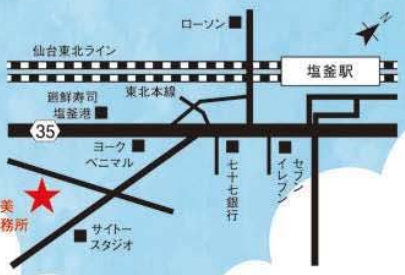

【業務内容】
税務・会計・決算・確定申告に関する業務／相続対策・相続税贈与税申告／創業支援・資金調達に関する業務／経営コンサルティング／税務調査・滞納処分への対応等

❺ 委任状に関するご案内

各手続きに当たり、代理人が来庁する場合は、本人からその権限を委任されたことを証する書面（委任状）の提出が必要です。委任状に記入する際は、以下の記載例を参考にしてください。

記載例

委 任 状

令和 ● 年 ● 月 ● 日

（あて先） 多賀城市長 殿

委任者　住　所 ： 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号
　　氏　名 ： 多賀城 太郎
　　生年月日 ： 平成元年 1月 1日
　　電話番号 ： 022－368－1104

委任者本人が自署又は記名押印してください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人　住　所 ： 宮城県多賀城市中央2丁目25番7号
　　氏　名 ： 多賀城 花子
　　生年月日 ： 平成元年 1月 1日

○委任事項

（故人）＿＿＿＿＿＿＿＿ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

委任する事項にチェックしてください。

□ 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限

□ 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き（軽自動車に関する手続き含む）の権限

□ 住民票の写し等の交付申請および受領の権限

□ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限（※本籍を記入ください。）

〔本籍：　　番地（番）　　〕

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委 任 状

令和　　年　　月　　日

（あて先） 多賀城市長 殿

委任者　　氏　　名：

住　　所：

生年月日：

電話番号：　　―　　―

きりとり

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人　　氏　　名：

住　　所：

生年月日：

○委任事項

（故人）　　の死亡に伴う下記の事項に関する権限

□ 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限

□ 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き（軽自動車に関する手続き含む）の権限

□ 住民票の写し等の交付申請および受領の権限

□ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限（※本籍を記入ください。）

〔本籍：　　番地（番）　　〕

□

ご遺族メモ

6 家系図（三親等以内の親族）

※数字は親等数

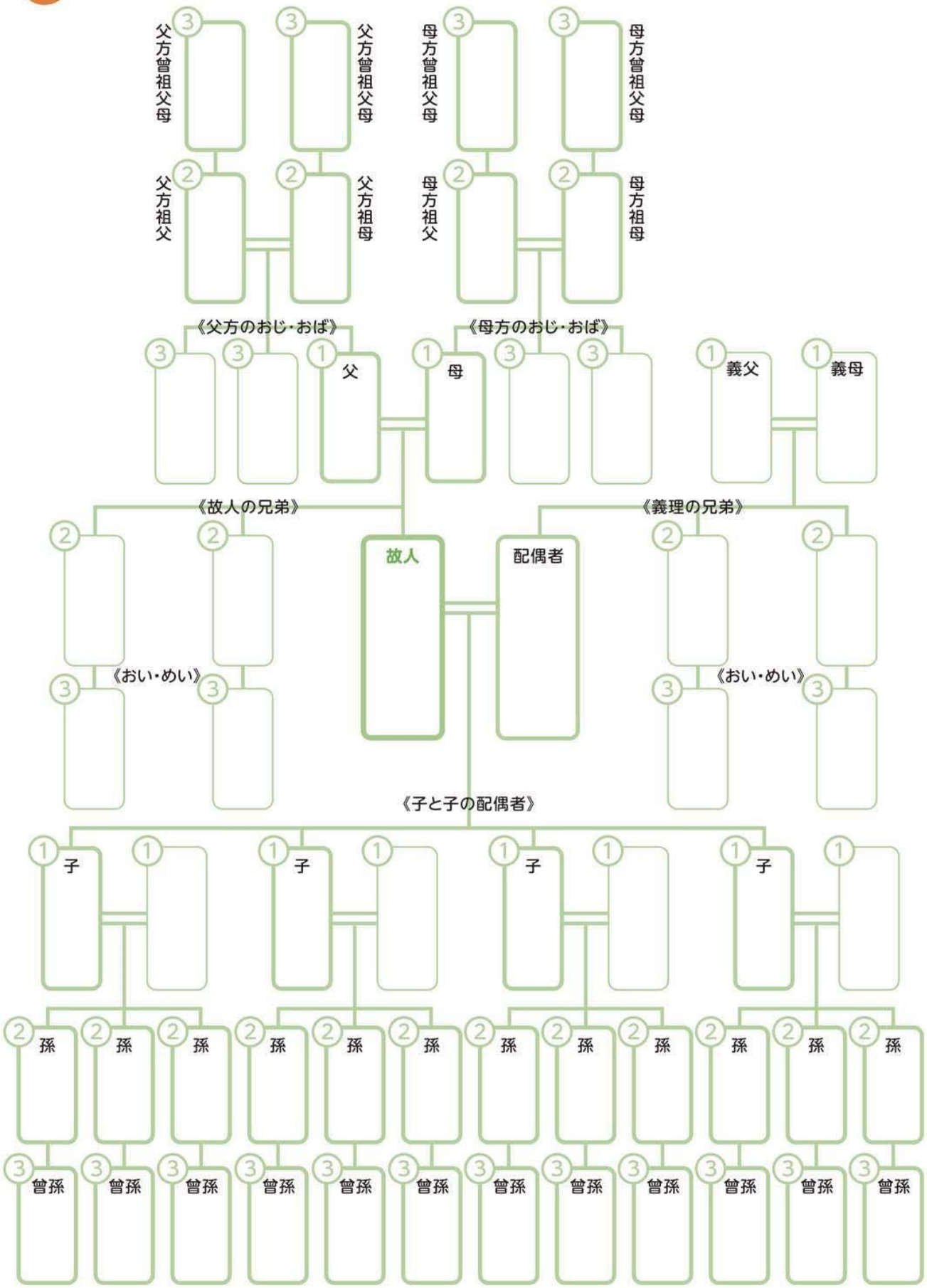

ご遺族メモ

広告

「終活」をはじめた理由

家族に迷惑をかけたくない

71.0%

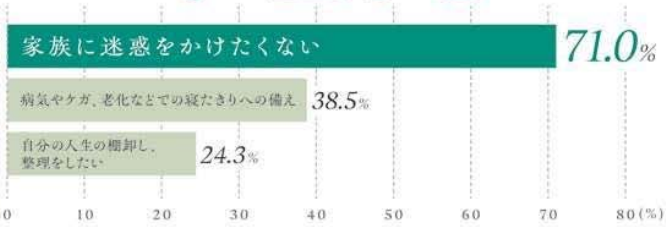

［楽天インサイト調べ（2023年）］

なるべく少ない負担で、葬儀にそなえる。

たとえば65歳（女性）の場合

保険金額定額コースの死亡保険なら 月々900円で葬儀費用

100万円の備え！

※保険料は毎年上がります。

ポイント1 80歳までお申し込みOK！ 満99歳まで更新できます※

※誕生日と責任開始日が同一の場合は、100歳の前日までが保障期間です。それ以外の場合は、100歳のときに到達する　保険期間満了日までが保障期間です。

ポイント2 葬儀費用のお支払いも簡単・便利で安心！

他にもさらに出費等がかかります

葬儀費用　返礼品　飲食費　宗教費用

保険料の一例（保険金額定額コース 死亡保険金100万円の場合）

女性 月払	女性 年払	年齢	男性 月払	男性 年払
400円	4,690円	50歳	580円	6,810円
520円	6,120円	55歳	830円	9,680円
650円	7,650円	60歳	1,180円	13,780円
900円	10,490円	65歳	1,850円	21,540円
1,310円	15,290円	70歳	2,800円	32,530円
2,060円	24,050円	75歳	4,300円	49,650円
3,820円	44,220円	80歳	7,590円	86,720円

●保険料は更新時の年齢によって毎年上がります。●保険期間が1年間の自動更新、掛け捨て型の保険です。
●1年間の保険料は、責任開始日時点の満年齢に応じた金額となります。
●ご契約を更新された場合は、更新時の満年齢に応じた金額が、翌年1年間の保険料となります。
●「保険料定額コース」もございます。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

資料請求はこちら
https://www.seigetsuki.co.jp/

■取扱募集代理店
株式会社 清月記　〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町 2-5-4

株式会社清月記は、右記少額短期保険業者の保険取扱代理店であり、お客様と右記少額短期保険業者の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって保険契約はお客様からのお申し込みに対して右記少額短期保険業者が承諾したときに有効に成立します。

※この商品は、株式会社ライフ・ステージ少額短期保険が契約をお引き受けします。
※この資料は商品の概要を説明しています。詳しくは、「重要事項説明書」等の資料を必ずご覧ください。
※健康状態によっては、ご加入いただけない場合もございますのでご了承ください。

お客様の個人情報は、当社利用目的以外には使用しません。詳しくは、当社ウェブサイトをご覧ください。なお、個人情報に関するご意見・ご相談・お問い合わせは、下記にて承ります。

■引受少額短期保険業者
東北財務局長（少額短期保険）第10号
株式会社 ライフ・ステージ少額短期保険
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡3-10-7 サンライン第66ビル7階

<お客様苦情・相談窓口>
03-6824-4435 受付時間 10:00～16:00
（土・日・祝・年末年始を除く）
文書番号　LS2024・MD・024

お問い合わせはフリーコールまで
フリーコール 0800-888-5777

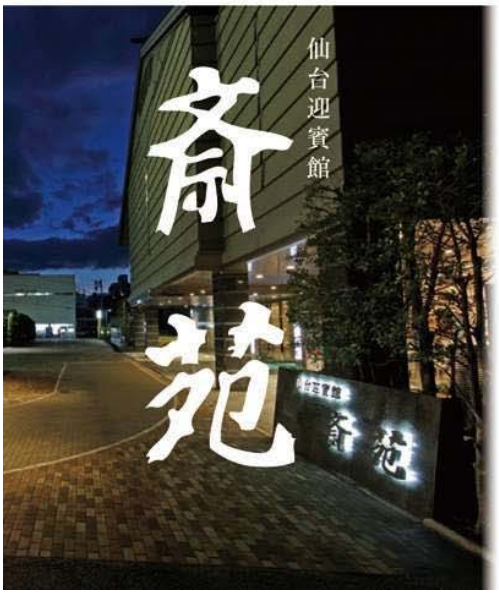

ご相談は、お近くの「お仏壇・お墓のごんきや」各店へ

お仏壇・お位牌の購入 / 墓石の購入 / 墓地の相談 / 海洋散骨・樹木葬の相談 /
相続・遺品整理 / 法事・法要の相談 / 生花の注文

困った時には、些細なことでもご相談ください

お仏壇・お墓のごんきや 多賀城店
多賀城市町前2-3-16
TEL022-366-5151

お仏壇・お墓のごんきや 塩釜本店
塩釜市南町7-32
TEL022-365-5559

お仏壇・お墓のごんきや 南光台店
仙台市泉区南光台南1-3-1
TEL022-251-7778

ギャラリーメモリアイオンモール新利府 北館店
宮城郡利府町利府字新屋田前22
TEL022-794-8646

お香・お仏壇・終活 GONKIYA 仙台三越店
仙台市青葉区一番町4丁目8-15
TEL 022-716-5555

詳しくはお電話で
＼仏事のお買物も最大２０％還元／
特典割引のほか、毎日の暮らしに…
ふれ「愛」メイト
株式会社ごんきや LINE公式アカウント
会員募集中!

豊かなシニアライフ応援企業 ごんきやグループ

これからも、地域とともに。
株式会社ごんきや 創業210年

1815年創業
葬祭・仏壇・仏具・神具・生花・花壇・墓石
株式会社ごんきや
本社/塩釜市袖野田町24-2 TEL/022-365-5555

0120-365-554
公式ごんきや 検索 https://www.gonkiya.com